

## 山添村宅地防災工事助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、台風や豪雨、地震等から宅地災害を防止又は復旧することを目的とした工事を行おうとする者に対し、当該工事に係る費用の一部を村が助成することにより、本村住民が安全・安心に暮らせる、この先も住み続けたい村づくり及び、災害に強い村づくりの推進を図ることを目的とし、予算の範囲内で助成する。

### (助成対象定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 助成金

この要綱の規定に基づき、村長が交付する助成金をいう。

(2) 宅地

村民が現に居住する住宅や蔵、倉庫等が建つ敷地、または、公民館等（公民館、地域住民の集会所等の地域防災拠点）の敷地をいい、空き家は含めないものとする。

(3) 崖

宅地や公民館等に隣接する地表面が水平面に対し、30度以上の角度をなし、かつ高さが5m以上の傾斜地をいう。

(4) 崖崩れ

崖の崩壊による災害をいう。

(5) 所有者等

村内にある宅地の所有者、または居住する者、および公民館等については区長をいう。

### (助成対象工事)

第3条 助成の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、所有者等が実

施する次の各号に掲げる工事とする。

(1) 宅地災害防止工事

宅地、またはそれに隣接する崖の所有者等が行う、崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止を目的とした擁壁等の新設や法面保護等の防災工事をいう。

(2) 宅地災害復旧工事

宅地、またはそれに隣接する崖の所有者等が行う、崖崩れによる宅地等に流入した土砂の撤去工事や、擁壁等の新設、法面復旧工事をいう。

2 前項第2号の土砂の撤去工事にて発生する残土については、村公的残土処分場への搬入を認めるものとする。

(助成要件)

第4条 助成の要件は、次の各号に掲げる項目を満たすものについて適用する。

(1) 復旧工事費が50万円以上の事業とする。

(2) 前条第2号の宅地災害復旧工事については、国庫補助災害復旧事業に規定される採択雨量要件(80mm/日、20mm/時間)の降雨範囲(県が通知する等雨量線図に示される範囲)内に発生する災害であること。地震による災害については、現象そのものが異常性のあるものとして特段震度基準を設けない。

(助成対象者)

第5条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という)は、対象工事を行う所有者等とする。

2 宅地等が数人の共有に属するときは、合わせて一の所有者等とみなし、その中から選任された代表者を助成対象者とする。

(助成額)

第6条 助成額は、対象経費の2分の1とし、かつ対象工事費の上限を100万円とする。ただし、千円未満の額は切り捨てとする。なお、補助対象工事に係

る調査及び設計費は含まないものとする。

(工事の申請)

第7条 助成を希望する場合は、山添村宅地防災工事助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出し、内容等について審査を受けるものとする。

- (1) 工事見積書
- (2) 工事の設計図書(位置図、工事図面等)
- (3) 対象工事を実施しようとする宅地等の状況が確認できる写真
- (4) 申請者の住民票
- (5) 納税証明書
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 前項第4号及び第5号について、区長が申請者の場合は不要とする。

3 申請期間については、助成を行う年度の3月15日までとする。

(申請内容の審査)

第8条 村長は、前条の規定による申請書の提出が行われた場合において、現地審査を実施したうえ、申請内容の適否を認定するものとする。なお、現地審査には当該申請者を立ち合わせるものとする。

(交付決定の通知)

第9条 村長は、前条の規定による審査において申請内容を適当と認めたときは、当該申請者に対して山添村宅地防災工事助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

この場合、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めたときは条件を付することができる。

(助成金の交付の変更申請等)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、その決定内容のうち、対象工事に

要する費用を変更しようとする場合においては、山添村宅地防災工事助成金変更承認申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請し、内容等について審査を受けるものとする。

- (1) 変更内容を示した書類（工事変更設計図書、変更見積書）
  - (2) その他村長が求める書類
- 2 村長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、山添村宅地防災工事助成金交付決定変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（完了報告）

第11条 交付決定の指令を受けた申請者は、当該工事が完了したときは、速やかに山添村宅地防災工事助成金工事完了届（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 材料の品名、数量及び単価を記した明細書（内訳書）
- (2) 工事完了時の写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第12条 村長は、前条の規定による工事完了報告を受けたときは、現地において当該工事の出来高検査を行い、対象工事が助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合したものであるか調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の結果、対象工事が助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合したものであると認めるときは、山添村宅地防災工事助成金交付額確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条の規定による交付額の確定通知を受けた者は、助成金の請求をしようとするときは、同確定通知の送付を受けた後、速やかに山添村宅地防災

工事助成金交付請求書(第7号様式)により助成金の請求を行うものとする。

(助成金の返還)

第14条 村長は、助成金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 災害復旧後、転出等により空き家となったとき(助成金の全額返還)。
- (2) この要綱に違反したとき又は、第9条の規定により村長が付した条件に従わなかったとき。
- (3) 助成金の交付の決定又は交付額の決定後に対象工事でないことが判明したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の助成金から適用する。